

平成29年度 第6回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成29年10月26日（木）10時00分 ～ 12時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	奥委員（会長）、葉山委員（副会長）、木下委員、五嶋委員、田中伸治委員、津谷委員、所委員、中村委員、横田委員
欠席委員	岡部委員、押田委員、菊本委員、田中稲子委員、堀江委員、水野委員
開催形態	公開（傍聴者 16人）
議 題	1 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書について
決定事項	平成29年度第5回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。
<p>議事</p> <p>1 議題</p> <p>(1) 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書について</p> <p>ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。</p> <p>イ 質疑</p> <p>特になし。</p> <p>ウ 「補足資料」、「補足資料（別添）」、「方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解」について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【五嶋委員】 補足資料6ページの表2.2.2に「定性的に評価する」という表現が出ていますが、これを簡単に一言で具体的にどのように定性的に評価するのか教えていただきたい。他に8ページ、9ページに同様に「定性的」と表現がありますので、そちらについてもお願いします。</p> <p>【事業者】 概ね共通の内容になると思いますが、まず、6ページの動物に関してですが、工事中の影響という中で、敷地内そして河川を横断する橋の撤去並びに新設があります。この工事の影響でどのようなものが出てくるのかを想定し、例えば影響する範囲に何か支障するものがあって、動物であれば生息地とするような植栽帯などがあれば、そこがどれだけ影響を及ぼされるか、例えば撤去する分が出てくるのか、エリア的な現象等も考えて、影響の程度というものを定性的に考えていきたいと思えます。これは定性的なものもありますが、配慮事項も含めまして工事中どのように配慮していくかを併せて評価していきたいと考えています。</p> <p>【五嶋委員】 注文ですが、定性的と言った時に、具体的に例えば程度をスコアリングするとか、もっと具体的な把握が必要ではないかと思えます。そこをもうすこし明らかにしていただきたい。</p> <p>もう一つは、補足資料13ページに公共用水域の水質について膨大なリストがありますが、この中で管理上、特に着目している物質があれば教えていただきたい。非常に様々なものがあり、医学生物研究で使われる試薬それから特に毒性に問題がある試薬がこの中にいくつか含まれているのですが、具体的にどのようなものを重視しているかを教えていただきたい。</p> <p>【事業者】 この資料は河川の水質調査結果でありまして、研究施設からは使われる試薬は一切、河川へは放出しません。すべて回収して、指定された会社に処理してもらいます。特別この中で、研究施設から抽出して注目し</p>	

ている項目はありません。

【五嶋委員】

実際、全部回収して排水しないとしても、リスクの管理としては、本来、水に流すべきものでないものを誤って流してしまうことを想定することは重要だと思います。そういった意味で着目している物質を把握しておく必要があると思います。そのあたりは検討していただきたいと思います。

【事業者】

はい、分かりました。

【五嶋委員】

補足資料 18 ページで、「動物の逸走」について、追加して細目として挙げてもらいましたが、検討いただきたい点があります。安全性の面では、例えば感染した動物が逸走するのは、安全性に関わる問題だと思うのですが、遺伝子改変された動物が逸走するというのは、環境に関わる問題、生態系に関わる問題、この資料の書き方として重複することのできるだけ避けるというのであれば、どちらかでもいいと思うのですが、両方の観点が重要なので、もし可能であれば両方の項目として、つけ加えていただければ良いのではないかと思います。

【事業者】

御指摘のとおり、この項目の中で環境や生態系への影響も含めて配慮することを記載したいと思います。

【五嶋委員】

この施設の特性からすると、住民の方も関心があるように、安全性をいかに担保するかということで、方法書 18 ページ、19 ページに具体的に記載されています。一般的に実施する実験の管理とか、ラジオアイソトープ管理、動物の管理、ここには例えば「麻薬及び向精神薬取締法」、これは違法ドラッグの問題を受けて年々見直しがあって、リストアップの追加が多い状況ですので、最新の情報に基づいて取り組むといった意識が必要かと思います。それから全体的なことですが、管理者、管理体制について、図書ではハードの面を管理と書いていますが、こういった指揮命令系統をもって管理するかは非常に重要だと思います。これは、今問題になっている震災時の原子力の管理をどうするか、ということとも共通する問題です。研究所長がそれぞれの分野全部を統括することはできないので、それぞれの分野の管理者をきちんと置いて管理統括するか、ラジオアイソトープ管理、動物の管理、感染の管理もそれぞれ委員会を作って、年に何回か講習会をすとか、そのようなものが重要な内容になってくると思うのです。麻薬に関しても、麻薬及び向精神薬取締法で麻薬の取扱いの管理者として麻薬取扱者というものが定義されていて、こういった方達がどのような管理のなかで、どのような位置付けを持って安全管理するかということも非常に重要なことなので検討いただきたいと思います。

【事業者】

ハード的な管理のあり方とともに、安全管理体制、組織的なことも含めまして準備書のなかで説明したいと思います。

【葉山副会長】

動植物に関して、項目に選定していただきありがたいと思います。補足資料 5 ページのところ、調査対象範囲がメッシュで示されており、ここの考え方としては、事業実施区域ぎりぎりの範囲で、そこにどういった動植物がいるか調べるということだと思います。今後の緑化に係るのですが、移動性の高い動物、昆虫ですとか鳥ですとか、それから植物に関しては、生物多様性の地域戦略の中で、郷土種をどのように取り扱っていくかといった考え方を、当然、ここで取るとすると、敷地ぎりぎりの範囲での調査というのはある意味、意味がないということになり

ます。前にあった工場を取り壊して更地になっているわけですから、そのデータで何が分かるのかということ、まったく意味をなさないの、この事業地を含む、ある一定の範囲の自然条件を抽出していき、それから何がここで可能なのかということを考えていただきたいと思います。どの程度の範囲の広がりをもって、それを捉えられるかは検討していただきたいと思います。柏尾川の、例えば河岸面の段丘面の緑地の配置ですとか、屋敷林がどう残っているかとか、そういったところが起点になって、新たに緑化されたときに、動植物が入り込んでくることがありますし、それからそういった環境で柏尾川の河道の両側では、どういったものが移動してくるのか、それが検討できるような範囲を検討していただきたいです。それからそれを踏まえて検討した上で、再三申し上げていますが、一時的に将来用地、ここをアスファルト舗装で維持されるということで、それはまったく問題ないですが、これだけの広がりのある空間が1年、2年と維持されると、周辺に暮らす生き物たちがこの空間を使う可能性がありますので、あまり費用がかからず維持管理が不要な形で、どのようなこと、つまりアスファルト舗装した上で何か付加的なことをやると生き物が暮らせるようになるかを検討していただきたいと思います。

【事業者】 まず一点目の調査範囲の設定についてですが、御指摘いただいた移動性の高い昆虫ですとか鳥となりますと、特に鳥ですと非常に広い範囲となるかと思しますので、その中で、もう少し広域的に見るとなりますと、既存の植生図や、その他の既存文献の資料の中から、そのあたりを考察するといった、既存資料を含めた調査ということで検討させていただきたいと思います。

アスファルト舗装のところですが、今の段階では、生き物にプラスになることといった検討はしていない状況です。例えば、どのようなものがあるでしょうか。今のところ特に利用していない、未利用地のかたちで当分置かれる状況になりますので、それ以上の事は考えていないのが現状です。

【葉山副会長】 一番気になっているのは、以前にも申し上げましたが、チドリの仲間のコチドリが、現地を視察した時に、2羽飛翔してしまして、おそらくペアが繁殖地を探して飛び回っていたのだと思います。いくつかのところで、例えば東京都大田区の森ヶ崎下水処理場の屋上は広々としていて、コチドリあるいはコアジサシといったものが繁殖できるようになっています。他にも町田市の下水処理場の広い空間にはコチドリがやってきて繁殖しています。そのような状況を考えると、このアスファルト舗装した上に、彼らがちょっと隠れるような、砂利を少しばらまくとか、そういうことをすると、彼らを使う可能性がより出てきます。いずれにしても、ちょっとした工夫で鳥以外の昆虫にも寄与していくかと思しますので、そのあたりを検討していただければと思います。

【事業者】 かなりのスペースがあるので、全体をそのようにするのは難しいのかなと思います。ある一部をコチドリですとか、そういったものが生育できるような環境を少し用意しておくというような対応ではまずいでしょうか。

【葉山副会長】 まったくそれで、結構です。例えば数メートル四方の空間を用意しておけば、鳥が使うことができます。

【中村委員】

柏尾川の水質調査結果をお示しいただきありがとうございました。

三点ほど質問します。一点目は、補足資料 12 ページに、現所有者によって地下水のモニタリングが行われており、「基準値超過は確認されていないと聞いています」と書かれていますが、方法書 86 ページには、指定年月日は平成 28 年 7 月 5 日で「地下水汚染あり」となっています。1 年経た段階で、きれいになっているという理解でよろしいのでしょうか。

二点目ですが、大気質に関わる予測範囲を敷地境界から 100m～200m までに広げていただいたのですが、それがどの辺りになるのかというのが分かりません。この敷地の周辺に保育所がたくさんあり、方法書 59 ページを見ると、地点 21、地点 22、地点 36 に保育所があるのですが、敷地から 100m～200m の範囲はどこまでで、保育所への影響はどうか、これらの保育所付近までくるのかが分かりません。方法書 78 ページの大気汚染の状況のところで、大気環境の常時監視測定局は地点 38 の汲沢小学校と矢沢交差点で、調査地点からかなり離れたところにあるので、保育所のあたりの地点で調査をしていただきたいと思います。

三点目は、生物多様性で河川の水質と底質を調べていただくということですが、調査範囲は分かったのですが、何地点の調査をなさる予定でしょうか。1 地点あたり、このように調査しますとか、季節も書かれていますが、地点数について分からないので質問させていただきます。

【事業者】

土壌汚染の件について、方法書の 86 ページの内容だと思いますが、こちらは横浜市で発表されている形質変更時要届出区域の概要ということで、現土地所有者から届出されている内容です。右の方に「地下水汚染の有無」ということで、「あり」となっていますが、これは調査する時点で確認されたものと理解しています。その後、現土地所有者によって対策等が進んでいる状況ですが、その途中段階のモニタリングしている中では、現在、地下水汚染は確認されていないと、お聞きしています。図書の記載内容は対策前の状況と考えています。

次の大気質の調査地点、予測範囲に関してですが、建設機械の影響を加味すると、一番濃度の高い最大着地濃度というのが、ほぼ敷地境界近くに出てくるのが、他事例の実績からも考えられます。広域的に見れば濃度の広がりが出てくるのでゼロではないのですが、その影響のピークが出てくると言いますか、影響力が高いところが 100m～200m 付近に集中してくることになります。そのあたりは準備書のなかで予測結果とともにお示しできればと思っています。調査地点として保育園付近にと御意見をいただきましたが、御指摘のとおり、横浜市で測定されている公的な一般環境大気測定データは、少し離れた汲沢小学校になります。なかなか年間を通じた長期間のデータは、他にない状況ですので、敷地内の一般環境大気の濃度を測るということで、調査地点を敷地内に設けております。そちらの結果と既存測定局の傾向を確認させていただきながら調査して、予測につなげていきたいと思っています。

水質の調査地点ですが、補足資料 5 ページをご覧くださいと思います。こちらでは、調査の範囲図ということで示しては、水質については上流と下流の 2 か所を考えています。ちょうど矢印が上流側と下流側にあって、そのあたりで 1 か所ずつ合計 2 か所を考えております。分かりづらくて恐縮ですが、方法書 4 ページの文中に示しております、「水質、底質の状況」のなかで「調査地域」という欄があります

が、「対象事業実施区域に隣接する柏尾川（上流側：西側敷地の北東端付近、下流側：東側敷地の南西端付近）」という考え方でおります。

【中村委員】

二つの点は納得したのですが、境界付近で一番高くなるから、100mぐらい先までやれば、保育所への影響はないだろうという考え方は分かりますが、この付近に結構沢山、保育所があるので、調査地点を設けていただくと良いと思いますが、如何でしょうか。

【事業者】

通常ですと、予測結果のなかで等濃度線で、何 ppm かということ、例えば、濃度の刻みを 0.008ppm、その次は 0.004ppm ですといった見やすい表記にすると、100m、200mで作図上、切れてしまうのが通例ではあります。どのような表現になるか分かりませんが、保育園の近くあたりまでの濃度の影響度というのをもう少し広い範囲を含めて表現できるか、準備書の中で検討していきたいと思えます。

【木下委員】

二つ質問と一つコメントを述べさせていただきます。

一つ目は、動植物、生態系について、補足資料 9 ページに生態系の状況を調査するとなっていますが、ここでの生態系とは、現時点ではどのように捉えているのか教えてください。二つ目は、生態系を考えていく場合には、柏尾川が関係してきますが、柏尾川には河川管理者が別途いて、外部とのつながりが大事になってきます。その点はどのように考えていますか。

また、先ほど安全について御指摘がありましたが、私もその通りだと思いましたが、同様に、方法書 21 ページの生物多様性や景観について、環境影響評価という全体に対してですが、実際にできるのは計画デザインの段階であって、そこでの工夫というのが非常に大きいのではないかと思います。今回は、計画デザインと環境影響評価を同じ会社が行っていると伺いましたので、できるだけ環境影響評価の意見を計画デザインの部門に反映されるようなシステムを作っていたらと思います。

【事業者】

前半の、「どういった生態系が構成されているか」という御質問だったかと思いますが、補足資料 1 ページを御覧ください。調査結果等を踏まえた結果については準備書の中でお示しさせていただければと思いますが、現時点での環境の構成要素としてはいくつかあると考えています。まず一つ目としては中央にある柏尾川、二つ目は敷地の中や周辺には住宅地などの市街地が広がっているということが構成要素かと思えます。そして三つ目として、周辺に丘陵地や既存緑地など、山が周囲を挟んでいるという状況があり、大きく三つの構成要素があるかと思えます。そういった上で、資料中に点線で示していますが、先ほど御指摘いただいたような移動性の動物等がいる中で、そこを行き交いするような草食動物などもいるということを考えており、一様ではない、多様な生物が飛来などしてくるということが予測されると考えています。その中で、今の計画として考えているのは、方法書に書かせていただきましたが、周辺の緑、社寺林や里山林といったものがある中で、こちらでもそういったものを展開していきたいと現時点では考えています。後半の質問にも絡んできますが、そういった周辺の状況を踏まえて緑化計画を進めたいと考えています。具体的に文章化したものとしては、方法書 21 ページに書かせていただいています。21 ページ 2 行目で「社寺林、里山林等の緑地との調和と連続性」を考えていること、22 ページでは人の目に触れるような緑化を創出していきたいということ、そして、郷土種を主

体とした緑化樹種を選定して、高木、中木、低木、草本など、そういった立体的な階層にすることによって一様にならないように緑化等を構成していきたいと考えています。

三番目の御意見について、環境影響評価と設計のどちらも同じ会社にお願ひしております。補足資料（別添）でお付けしましたように、住民の皆様との一体感と言いますか、使う色もアースカラーとして茶色からベージュ系の色を使いながら、近隣に溶け込むようなデザインを工夫しているところです。御意見として承らせていただきます。

【奥会長】 木下委員、よろしいでしょうか。

【木下委員】 はい。

【横田委員】 二点ほど全体に関するコメントと、二点ほど記載に関するコメントをさせていただきます。

景観、生物多様性に関する配慮については、短期間で前向きに御検討していただきましたので、これを御社の環境配慮のPRにつなげていただくのが重要ではないかと思ひます。一つ目は、保全措置を最終的にどのような段階でどのようなことをやっていくのかということが、地域の方にしっかりと伝わるのが大事ではないかと思ひます。これは次の段階かと思ひますが、しかしながら、生態系の情報収集などは地域のNPOの方々のほうが具体的な情報を持たれているということもあろうかと思ひますので、生態系に関しては少し早めにコミュニケーションの仕方を御検討いただけたらいいのではないかと思ひます。

二つ目ですが、内水氾濫について、比較的住民の方の御意見が多かったのですが、今はグリーンインフラという考え方が国土交通省などから示されていて、緑を活用して内水氾濫の抑制をしようというのが最近の新しい取組ですので、こういった点もPRになるかと思ひます。西側の緑道ですが、単純に敷地内を盛土してあって、ここからの雨水は大丈夫ですという言い方ではなくて、例えば、地域から集まってくる雨水は、緑溝と言いますか、緑地内のバイオスウェルである程度浸透させることができますといったような、新しい技術的な可能性についても可能でしたら御検討いただければと思ひます。単純に浸水のところで選定していませんという言い方ではなくて、組み合わせで何かできることがあれば環境配慮として記載していただくのがいいのではないかと思ひます。

次に、生物多様性の影響項目の選定のところで、選定した理由として、補足資料3ページに「しかしながら、地域特性の不確実性があるため、評価項目として選定します」とありますが、これは「環境影響の不確実性があるため」ではないかと思ひますので、そういった記載にしてはいかがでしょうか。

補足資料6ページの動物と8ページの植物で、環境影響要因として「建物の建設」とありますが、これは橋梁の建替えの時に、重機などが入る、あるいは、搬入があるとか、基盤の改変が少し生じるというようなことがあるならば、それについても分かる表記にするといいのではないかと思ひます。

調査範囲について、水域側に関しては、アユの遡上や回遊などへの影響は、少し広域的に捉える部分があるかと思ひます。先ほど葉山副会長が御発言された、境界を少し超えた形での追加的な生物調査のあり方も

具体的に御検討いただけると良いと思います。

【事業者】

まず一点目の地域のNPOとのコミュニケーションの件ですが、御意見として承りまして、検討させていただきたいと思います。

二点目のグリーンインフラの緑溝ですが、方法書の 117 ページを御覧いただければと思いますが、ページ一番上の配慮事項(20)のところに、配慮指針に対する内容ということで、右上に書かれていますが、横浜市の浸透施設設置判断マップによると、対象敷地は浸透の不可地となっており、この場所で雨水浸透の措置を取るのとは望ましくないエリアということもあり、今は検討していません。先ほどの説明会資料でも御説明しました通り、敷地内に雨水流出抑制槽を設けて、ここに雨水を一旦引き取り、時間をかけて公共下水道に流すという措置を取りたいと考えています。

敷地内に降った雨は全て雨水流出抑制槽を通して排水します。また、仮に西側や北側の道路が冠水した場合には、敷地内に雨水が入ってきますので、それも併せて雨水流出抑制槽を活用しながら、これはシミュレーションになりますが、現行よりも浸水のレベルを少しでも下げられないかという内容を前回の説明会で住民の皆様に御説明して、御理解をいただけたかと思います。

最後の御指摘の水域での影響という観点ですが、現在考えているところとしては、橋の撤去と新設という工事になりますので、工事の計画としては、今回の対象事業実施区域のエリアとしているところに仮設物が出現してくるということを考えています。そういった意味で、影響も含めて、先ほどお示したエリアになりますが、柏尾川のエリアで、動物、植物、水域も含めた形で調査した結果を準備書の中で示させていただきたいと思います。予測・評価も併せて準備書の中で示させていただきます。

【横田委員】

二点目の浸水に関して、浸透の施設の不可地というのは、おそらく涵養の観点から適地ではないということと、低湿地だから不可地であるということかと思いますが、緑溝というのは、単純に浸透空間ではなく、調整空間といいますか、緑地を調整的に使うということで、もちろんオーバーフローした分は人工的に排水することになりますが、調整空間としての利用の在り方ということで、もし可能でしたら御検討をお願いいたします。

【事業者】

最近の事例として、グリーンインフラが話題として挙がっていることは承知していますので、今後、検討させていただきたいと思います。

【津谷委員】

方法書の説明会の概要について、二点伺います。浸水・内水氾濫について、横田委員の御指摘と重複するかもしれませんが、浸水は供用時については環境影響評価項目として選定しないということで御説明されていますが、方法書 96 ページを見ると、浸水に関する資料として、浸水想定区域として一部 2メートル未満の浸水のおそれがあると指定されているということと、また方法書 30 ページを見ると、気象に関する資料として、一般的な気象の状況について指摘されているぐらいですので、おそらく住民の方が心配なさっているのは、このような一般的な資料では出てこないような一時的な気象について、大雨や豪雨という状況での浸水・内水氾濫の状況を心配なさっていて、これが悪化しないかという影響を確認したいのではないかと思います。もう少し、この地域の過去の

異常気象など資料を調べて、現在想定している対策で大丈夫であるという説明を具体的にすることはできないでしょうか。

また、説明会で指摘された風害の部分、資料 8 ページですが、「平成横浜病院からピアゴにかけて道路が直線になっていて、向かい側に 30 メートルのマンションが続いていて、強風がぬけている」とあり、更に「反対側に今回 31 メートルぐらいの建物が建つということで、悪化しないでしょうか」という趣旨の質問に対して、方法書では風害の項目を選定しない理由として「計画建物の高さが 31 メートルであるから」という理由だけが記載されているのですが、この部分について、特に悪化しないという説明をもう少ししっかりとしていただけませんか。

【事業者】

最初の御質問についてですが、現在の計画では、浸水対策として、横浜市開発事業の調整等に関する条例に定められている 720 立方メートル／ヘクタールの雨水流出抑制槽を設けることとしており、これは 1 日当たり 220 ミリメートル、短時間ですと時間当たり 70 ミリメートルまでの豪雨には耐えられるという設計基準になります。これから住民の皆様に対して御説明していきたいのは、現土地所有者はこのような対策をしていますが、これから色々な対策をしてみますので、現土地所有者と本計画を比較してどうかということについて、正確な数値はまだ出ていませんが、浸水がどの程度改善するのか、その点について御説明していきたいと考えています。昨今の集中豪雨や想定外の雨が降った時に大丈夫だということは決して申し上げることはできませんが、今と比べてどうかということ、これから丁寧に御説明して施設を建設させていただきたいと考えています。

また、過去の異常気象の確認については、説明会の中でも御意見をいただいています。過去の水害の状況を 10 年、20 年と調べていただきたいということでしたので、こちらについては、準備書の作成までに調査し、お示しさせていただきたいと思っています。

次に、風害の件ですが、方法書 134 ページになりますが、少し言葉不足だったかもしれませんが、風害と言いますと一般的には超高層の 100 メートルというようなビルでよく話題に上がる内容になりますが、計画建物は建築高さの制限もあって 31 メートルとなっています。周辺建物は、隣接して 30 メートル相当の建物もあるということで、周辺建物から突出しないということが考えられるので、項目選定はしていないという状況です。今回の計画に当たっては、建物の西側敷地とマンションの間については、緑道や緑地などを設けて離隔を取ることで、影響を低減する措置を取り、配慮させていただいています。

【奥会長】

津谷委員、よろしいでしょうか。

今の二点目の回答ですが、こちらの説明資料に記載した回答では「検討させていただきたいと思っています」となっていますが、結論としては評価項目として選定しないということでしょうか。

【事業者】

このようなご意見をいただいている状況で、風害が全く起こらないということは考えておりません。これだけの大規模な建物になりますので、計画検討に当たって、コンピューターシミュレーション等を進めておきまして、その結果については準備書の中に参考として、例えば資料編の中などに参考として記載し、ご理解をいただきたいと考えています。

- 【奥会長】 分かりました。おそらく、その点が住民の方が非常に関心をお持ちのところですので、実際に強風が吹いているということ、身を持って感じていらっしゃる方が御意見を出されているわけですから、より風が強くなるような影響が出てくるのであれば、それに対して対策が必要になるということでしょうから、シミュレーションをしっかりといただいて、必要に応じた対策を講じていただけると理解してよろしいですか。この点が非常に重要であると思います。
- 【事業者】 現時点では方法書の段階で示していないこともあり、今は項目選定していないという状況ではあるのですが、準備書の中では、参考として影響評価した結果を、コンピューターシミュレーションでの結果を参考として準備書の中でお示ししたいと考えています。影響の程度によって、対策の有無を判断していきたいと思いますが、準備書の中で示させていただきます。
- 【奥会長】 おそらく同様のことが、この説明会資料の4ページの最初の項目の日影についても言えることだと思います。この回答だけを読みますと、計画案は固まってしまっていて何もできないという素っ気ない回答のように思えますが、方法書では日影についても調査・予測・評価をして、対策を講じていくということが示されていますので、そこをしっかりと出していただくことが重要ではないかと思います。できるだけ日影の時間が長くないように対策を講じていかれるということが方法書に示されていますから、そのような対応をしっかりと説明会の場でもなされていくことが重要かだと思います。
- 【事業者】 説明会資料に書かれていますように、デザインですとか、前面を低くするとか、前回の説明会では冬至の時にどれくらいの時刻に日影がかかるのかといったことを丁寧に御説明しました。ですが、やはりゼロにすることはできませんので、可能な限り西側面のデザインの工夫をしていますというような御説明をしています。御理解はいただけないのですが、御説明をしています。建物が大幅に低くなるというようなデザインの大幅な変更は難しい状況ですので、丁寧に御説明していきます。
- 【木下委員】 今の御説明のような状況であれば、非選定としないで、項目を選定した方がいいのではないですか。検討なさるということであれば、非選定とする必要はないのではないかと思います。
- 【奥会長】 方法書の段階では非選定としていますが、今の御回答ですと、しっかりと対応していただけるということですので、準備書ではそれが反映されてくるだろうということかと思います。
- 【事業者】 今の御意見は風害についてですか。
- 【奥会長】 木下委員、風害についての御意見でよろしいですか。
- 【木下委員】 そうです。
- 【事業者】 分かりました。事務局との協議も含めて、検討させていただきます。
- 【田中伸治委員】 地域社会の交通調査に関して確認させてください。方法書153ページで交通量調査の地点を示していますが、No.4の交差点、敷地の正面の交差点ですけれども、現地視察の際には、この交差点と敷地の北西角の小さな無信号の交差点があって2つに分かれている状態でしたが、最終的には1つに集約されるという御説明だったかと思います。現地調査をする時点では既に集約されている状態なのか、もしそうでないならば、北西角の無信号の交差点も併せて調査しなければいけないと思いますが、

いかがでしょうか。

【事業者】 No. 4の交差点については、最終的に西側道路に接続されるということで、いま考えているのは、西側道路の交通量を把握しているので、その交通量を No. 4に転換したときの将来交通量を設定し、将来の交通予測を行うことで考えています。無信号の交差点については、調査地点には示していませんが、右折や左折等の方向比が分からないと予測できないので、それを把握した上で将来交通量を設定し、将来の予測を行うことで考えています。

【奥会長】 よろしいでしょうか。

それでは、多くの御指摘をいただきましたが、他に無いようでしたら、これで質疑は終了とさせていただきます。

オ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。御意見や御質問がありましたら、お願いします。

【木下委員】 先ほど申し上げましたが、計画デザイン次第では、環境影響が相当に良くなったり、悪くなったりするはずですので、この審査会の指摘が計画デザインに十分に反映されるように、念押しの意見を付けてはどうかと感じています。

【奥会長】 今の御意見について、どのように反映できるかどうか、事務局でも御検討をお願いします。

【事務局】 答申案をお示しする際に、御審議いただきますので、よろしく願いいたします。

【奥会長】 この案件に限らず、御指摘の内容は、どの案件にも共通する重要な姿勢であろうと思いますので、工夫していただくようお願いいたします。

他に御意見はありますか。

【五嶋委員】 先ほど風害について、高層建築物の場合の風の問題ですが、住民に対する説明でシミュレーションを利用すると伺いました。これは全体に言えることですが、このようなケースは決して稀ではなく、先ほどの御説明では 100 メートルぐらいのときに風が問題になるとのことでしたが、おそらくシミュレーションだけでは住民の方は納得できないので、むしろ逆に、多くの事例を根拠として考えるという説明の仕方があっていいのではないのでしょうか。まず何よりも言いたいことは、説明会の時には、住民の視点に立って説明をしていくべきではないかということです。

【事務局】 風害の件につきましては、項目選定するか否かは明言されていませんでしたが、実質的には、高層建築物と同様に数値シミュレーションで風の状況を予測評価すると発言されていたので、項目選定するか否かも含めて、調整させていただきたいと思います。

【奥会長】 他にはいかがでしょうか。

【横田委員】 内水氾濫について、浸水として影響を見ていないといいますが、外水としての浸水影響に対して選定無しとなっていますが、内水氾濫に関しては、720 立方メートル／ヘクタールの妥当性といいますが、近年の豪雨に対する妥当性も含めて心配な部分が大きいですので、敷地全体での流出抑制対策をしっかりと明記していただくことが非常に重要ではないかと思えます。項目選定はしないとしても、配慮はしていただくということで御検討いただければと思います。

【事務局】 承知いたしました。
【奥会長】 その点はお願いいたします。他にはいかがでしょうか。
無いようですので、審議はこれで終了とします。審議内容の確認については、事務局がまとめたものを後日確認していただくようお願いいたします。

資料

- ・平成29年度第5回（平成29年9月27日）審査会の会議録【案】
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書に関する補足資料 事業者資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 環境影響評価方法書に関する補足資料（別添） 事業者資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 方法書説明会の開催状況、質疑、意見の概要及び事業者の見解 事業者資料
- ・中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト 「横浜市環境影響評価条例」に基づく方法書の概要及び説明会のお知らせ 事業者資料